

賃貸住宅・社員寮 整備補助金

賃貸住宅・社員寮を建設する方に

床面積1㎡当たり **1万円**
(1戸当たり 上限 **60万円**)

賃貸住宅・社員寮を改修等する方に

改修等に要する工事費の **10%**
(1棟当たり 上限 **300万円**)

「北杜市就労支援賃貸住宅等整備促進補助金」のご案内

北杜市では、就労者等の住環境の向上と移住・定住人口の増加を図るため、市内に自己所有の賃貸住宅等(賃貸アパートや社員寮)を整備(新築または改修等)する方に、整備費の一部を補助します。

■補助対象者、補助額、補助限度額

補助対象者	補助額	補助限度額
北杜市内に自己所有の賃貸住宅等を整備(新築又は改修等)する個人又は法人 ※市税等を滞納していないこと ※平成27年4月1日以降に工事請負契約を締結していること ※暴力団の構成員でない者 ※暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者	延床面積 × 1㎡当たり1万円	1戸当たりの 上限 60万円
	改修等に要する 工事費の10% に相当する額	1棟あたりの 上限 300万円 ※1棟につき1回に限る

※算定例【新築】:1棟4戸建て(1戸当たり延床面積 60㎡)の共同住宅の場合、補助金額は240万円となります。

※【改修等】新築にかかる補助決定を受けている賃貸住宅等を改修等する場合は、その決定を受けた日から5年を経過していなければなりません。

■賃貸住宅等の要件

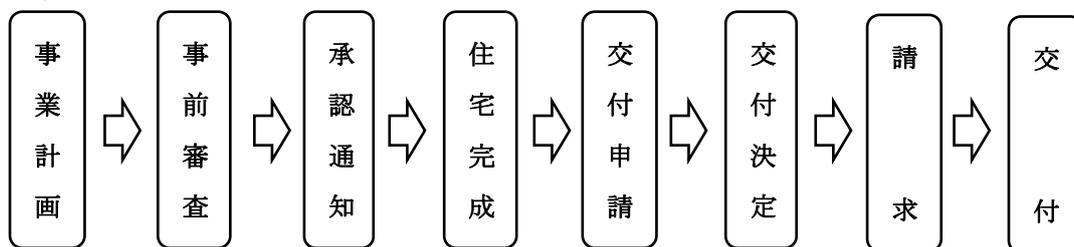
賃貸住宅等とは
賃貸借契約に基づき入居する住宅、又は社員寮であって次のいずれにも該当するもの。 ①建築基準法等の基準に適合するもの ②新築の1戸建て住宅又は1棟当たり2戸以上の共同住宅 ③各戸に玄関、便所、浴室、台所が設置されていること ④1戸当たりの延べ床面積が20㎡以上(新築の場合に限る) ⑤高齢者サービス付き賃貸住宅等でないこと



補助金の交付を受けた日から10年以上、賃貸住宅等として利用すること。

※ただし、国又は地方公共団体からの補償を受けて、整備する賃貸住宅等は対象外となります。

■手続きの流れ



■募集期間、交付時期

- ・事業計画は、工事請負契約締結後1年以内に提出してください。(改修等の場合は、令和6年8月9日以後に工事請負契約を締結したものに限り。)
- ・募集期間は各年度ごとに、7月31日までを一次募集、12月20日までを二次募集の期限とします。(期限の日が休日の場合には、その直前の平日を期限とします。)
- ・補助金の交付は、住宅の完成後となります。
- ・募集期間内であっても予算がなくなり次第終了となります。

※事業の内容、申請手続の詳細は、北杜市ホームページに掲載しています。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ
お申込み先

北杜市 産業観光部 商工・食農課 商工担当 (西館21番窓口)
〒408-0188 北杜市須玉町大豆生田 961-1
TEL:0551-42-1354 FAX:0551-42-5216

「北杜市就労支援賃貸住宅等整備促進事業費補助金」の事務手続きの流れ

